



(穩土議員)

Q 平成18年度の町民体育館、ふれあい館について問う。

A 委託により、適正に業務が行われている。

(清代健康課長、片川生涯学習課長)

Q 町民体育館の委託金額及び人件費は何名でいくら計上しているのか。

A 町からの派遣を含み、事務局長1名、常勤の事務職員6名の計7名が勤務している。人件費については、指定管理者である「NPO法人 熊野健康スポーツ振興会」へ補助金とし、約200万円を支出している。

(片川生涯学習課長)

Q ふれあい館の休館日、閉館時間の変更は誰が決めるのか。

A 休館日、閉館時間の変更は、受託者ではなく町で事務処理を行い決定している。

(清代健康課長)

Q ふれあい館の管理用品、新聞代、清掃費等はいくらか。

A 管理用品代が約10万円、新聞代が約7万5千円、清掃費が約70万円である。

(清代健康課長)

Q ふれあい館の人件費が42万円増額しているのは何故か。

A 平成16年度の契約後、消費税の取り扱いの考え方など、人件費に対する考え方に見解の相違があり、それを平成17年度からは是正したことによるものである。

(清代健康課長)

Q 町民体育館、ふれあい館について、受託者は1日何時間勤務し、どのような業務を行うのか。

A 勤務時間は、開館時間である8時30分～21時30分の間に、施設管理等が滞りなく実施できる体制を受託者に求めている。勤務内容は、部屋等の使用手続きに関する窓口業務、物品管理や施設の衛生保持等に関する管理業務、その他受託業務の目的を達成するために必要な事務を行っている。

(清代健康課長)

勤務時間は事務局長が非常勤で週30時間以内と規定されており、1日6時間～9時～16時の勤務とされている。一般職員については、役場職員同様8時30分～17時30分の8時間となっている。勤務内容は、当該社会体育施設の運営や維持管理等、町と締結している協定書に基づく業務を行っている。

(片川生涯学習課長)

(山野議員)

Q 盆灯ろうの自粛規制はできないか。

A 町としての規制や指導は難しい。

(平町民生部長)



Q 町内の墓地に立てられる盆灯ろうは、年々増加しているように見受けられる。多い墓では50～100個も立てられており、盆明けの後始末に苦慮されている高齢者も多いと聞く。近隣の町では、数年前から初盆の白い灯ろうだけは立てて、他は廃止されていると聞くが、地球温暖化防止と環境問題の観点から、町としての自粛規制はできないか。

A 盆灯ろうは、全国的にも広島市周辺部と太田川流域にしか見られない宗教的な風習であるため、町からの規制や指導は難しいと考えている。しかし、自粛という点においては、防火の面、焼却による地球温暖化効果ガスの発生を抑制する観点から、盆灯ろうの替わりに名号札や塔婆を供える運動を行っている宗教法人もあると聞いている。このように、自粛については宗教法人側からの発信が適切であると考えている。また、各団体や組織での申し合わせ事項として協議をされることも一つの方法である。